



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北大立法過程研究会資料 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）の制定について
Author(s)	松村, 雅生; MATSUMURA, Masao
Citation	北大法学論集, 42(4), 131-179
Issue Date	1992-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16844
Type	departmental bulletin paper
File Information	42(4)_p131-179.pdf



〈北大立法過程研究会資料〉

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報
の保護に関する法律（個人情報保護法）の制定について

松村雅生

目次

- 一、個人情報保護法の概要
- 二、立法化の背景
- 三、立法化の経緯
- 四、立案過程・国会審議
- 五、その他

質疑応答

〈資料1〉〈資料18〉

一 個人情報保護法の概要

「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」）は、昭和六三年一月一六日に公布され、ほぼ一年後の平成元年一〇月一日に施行された。さらに、その一年後に全面施行されるという二段階の施行方式をとった。

(1) 目的

個人情報保護法の目的は、その第一条に次のように定められている。「この法律は、行政機関における個人情報の電子計算機による処理の進展にかんがみ、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」（〈資料3〉参照）

(2) 対象

以上のように、対象は行政機関の保有する電子計算機処理された個人情報ということになっている。したがって、民間機関が保有する個人情報についてはどのような扱いになるのか、ということが当然問題となってくる。これについては後述する。

(3) 規制の内容

個人情報保護法の内容は、大きく分けて、三つに分かれる。

第一に、行政機関が、電子計算機処理された個人情報を保有または利用提供することに対して一定の制限を課し、個人情報の安全性、正確性を確保することを義務づけ、そして、職員に対して個人情報の内容を他人にみだりに漏らすことを禁ずる。要するに、個人情報保護法は行政機関に対して一定の義務づけを行なっている。第二に、国民との関係で、行政機関の保有する個人情報のファイル簿を作成し、これを国民の閲覧に供する。

また、ファイル簿に掲載されたファイルについては、その開示の請求を本人に認め、その内容が誤っている場合には、訂正ま

たは再調査の申し出を認める。行政機関は、それに対応して、情報の開示や調査結果の通知を義務づけられることになる。第三に、行政内部で第三者的立場にある総務庁が、法運用の統一性や法適合性の確保を図る役割を担い、同時に、個人情報ファイルの概要の官報公示を行なうことを規定する。〈資料4〉は、各行政機関が保有しているファイルのうち官報に公示された個人情報ファイルの数を示している。どのように官報に公示されているかを示しているのが〈資料5〉である。例として外務省の旅券管理マスタファイルを引いてあるが、その記載事項は、①個人情報ファイルの名称、②保有機関の名称、③個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称、④ファイル保有目的、⑤ファイル記録項目、⑥ファイル記録範囲、⑦処理情報の収集方法、⑧処理情報の経常的提供先、⑨開示請求を受理する組織の名称及び所在地などである。

(4) 法律の特徴

特徴の第一は、個人情報保護法がまったくの新法であったという点である。これまで、ある特定の個人情報にかぎって保護する法律はあった。たとえば、統計調査のデータや医療に関する個人情報については、目的外利用の禁止や守秘義務等に

よって保護されてきた。しかし、個人情報を広く体系的に保護する法律は、この個人情報保護法が初めてであった。また、国際的にみても、この種の法律の制定が最も早かったスウェーデンが一九七三年であるから、新しい法律の流れに属するといえる。

第二の特徴は、この法律が情報を対象にしているということである。情報の持つ特質は色々な言葉で言われている。たとえば、非消費性、不可逆性、価値の多元性といったことがある。要するに、所有や利用の点で物とは違った特色を持っている。したがって、法律を制定する上でも非常に難しい問題があった。たとえば、情報保護といった場合の「保護」とはどういう意味なのか。また、情報の保有といった場合の「保有」というのはどういう意味なのか。次のような例を考えて欲しい。警察庁は大型コンピュータを備えているが、情報の入力や出力を行なっているのは、都道府県の警察である。この場合、そのコンピュータに入力された情報は誰が保有していることになるのかということが具体的に問題となる。それに関連して、個人情報の保護に関する義務づけを誰に課すべきかということも当然問題となってくる。また、情報の利用、提供を規制する方法に関しても多くの問題があった。さらには、情報処理技術は、時代につ

れて発展していくものであるから、法律制定時の状況にしがみついた固定的な考え方では、法的な妥当性はなかなか確保されていかない。

第三の特徴として、この法律が予防的法律であることを指摘できる。通常の法律は、一定の社会的な事象があつて、それを法的にコントロールする必要がある場合に、制定されるわけである。そこで、個人情報保護やプライバシーの保護に関して、法律の制定を必要とする事実がどこに存在するのかということが問われる。行政機関における個人情報の漏洩・悪用といったことは、ごく例外的に発生しているにすぎず、伝統的には、これらについては公務員法上の守秘義務をもつて対処してきたが、それ以上の規制がなぜ必要なのか問題となつた。最終的には、国民の不安感を踏まえ、問題の多発を未然に防止するという予防的性格を持つものとして制定の必要性が理解された。

さらに、この法律は、個人の情報が漏洩または悪用されることを防止する目的で制定されたが、個人情報の漏洩や悪用が、従来の意味での権利利益の侵害といえるか、それが司法的に救済されるべきものか否かについては必ずしも明確ではない。この法律が、具体的な権利利益の侵害以前の、自己に関する情報がみだりに他人に知られることについての不快感を法的なレベ

ルにまで引き上げた点でも、予防的法律といえるのである。

第四の特徴としてあげられるのは、個人情報保護は行政運営全般に影響を与えるということである。官報に公示されているだけでも一六二のファイルが、各省庁のいろいろな部局にまたがって存在している。そういう意味で、この法律は各省庁の行政運営全般を規制するという性格を持っている。

最後に、個人情報保護法は国際的な要請に基づいて制定されているということがあげられる。これについては後述する。

(5) 統計法等の一部改正

個人情報保護に関する一般法の例外として統計法もしくは統計報告調整法によつてコントロールされている統計調査に係る個人情報については、統計法等の改正をもつて対処した。

二 立法化の背景

(1) 情報化の進展

立法化の背景となつたのは、何といつても情報化の進展ということである。わが国では、昭和三〇年代からコンピュータの利用が進んできたが、当初の統計的な大量情報処理、しかも

閉鎖型の情報処理から、個人情報の高度な処理、あるいはオンライン化、ネットワーク化による社会的にオープンになった情報処理へと発展してきた。このような情報化の進展は、社会、経済活動のあり方、国境との関係など様々な面に影響を及ぼしている。これに伴って、法制度の整備がいろいろな点で必要になっているが、まず第一に、電算機処理情報の法的な認知ということがある。電算機処理情報は、法的な措置がないかぎり、文書としては認められないし、公証力も持たないため、特許や自動車登録の領域では、所要の法改正がなされている。第一に、財産的価値を持つ情報の保護という観点からは、著作権法や不正競争防止法の改正が行われている。第三に、電算機処理の拡大にともなう犯罪の防止のために、刑法改正が行われた。しかし、この改正は、情報を正面からとらえておらず、電算機処理情報が文書にあたるということを規定したにすぎない。そのため、情報窃盗などは処罰の対象となっていない。第四に、電算機処理情報の安全性あるいはその取扱についての責任の問題がある。たとえば、電子資金決済の問題がある。

このように、情報化の進展やコンピュータ利用の拡大は様々な面で法制度に影響を与えている。これらの状況の中で、個人情報の保護という問題も出てきたのである。個人情報保護法は、

情報化社会のルール作りの一環である。

(2) 国民意識の変遷

以上のような情報化の進展やコンピュータ利用の拡大にともない、国民意識も変わってきている。このあたりが、個人情報保護法制定の直接的な動機にかかわる。伝統的な意味でのプライバシーの概念は、昭和三十九年の「宴のあと」事件ではじめて判決の中に現れたが、コンピュータ処理に関係するプライバシーの問題は、昭和四五年、総務庁の前身である行政管理庁によって事務処理用統一個人コードが検討される中で出てきた。これは、国民総背番号制であるとの批判を受け、プライバシーの問題を惹起せしめたのである。

その後、国民意識の変遷にともない、たとえば、昭和六〇年の住民基本台帳法の改正で、住民の氏名や住所の公開原則がかなり制約されるに至っている。また、電話帳の電話番号の掲載率が低下していることにも、国民意識の変化が表れている。ちなみに、平成二年一月現在では、個人電話の二二パーセントが電話帳に掲載されていない。ここ二年、三年の間に二〇〇万台の電話番号が電話帳から落ちたといわれている。総理府によって行なわれた昭和六〇年七月の世論調査では、四人に三人

の割合で、行政機関におけるプライバシー保護対策が必要であるという回答が寄せられている。

(3) 諸外国の立法化とOECD理事会勧告等

個人情報保護法の制定のきっかけの一つとして、諸外国の立法化とOECD理事会の勧告があげられる。(資料9)は、OECD加盟国における個人情報保護法制定の状況を示している。

また、OECD理事会は、一九八〇年九月、加盟各国に対し、個人情報保護に関する国内法の整備を勧告したが、OECDがなぜこのような勧告を行ったのであろうか。各国がそれぞれ異なった個人情報保護法を制定し、あるいは制定しない国がある、各国間のデータ流通が阻害されるため、各国が類似した個人情報保護法を制定することにより、各国間のデータ流通と個人情報の保護とを調和する必要がある、それがひいては国際経済の健全な発展につながるというのが、OECDの立場であった。同時に、アメリカの情報産業が世界を席捲しつつあったとき、ヨーロッパ諸国が個人情報の保護を盾にとつて、アメリカの進出を妨げたといった側面もあった。

当時、わが国には個人情報保護法は存在していなかったが、OECD理事会勧告の採択に際し、「わが国にはプライバシー保

護に関する十分なコンセンサスは存在しないが、このガイドラインを尊重し、国情に適したかたちで国内政策に反映させたい」と発言し賛成している。OECD理事会勧告も、わが国における個人情報保護法の制定の大きな要因であった。

(4) 個人情報保護条例の制定

国内に目を転ずると、昭和五〇年に国立市が個人情報保護条例をはじめて制定した。平成三年四月一日現在で、八〇八の市町村が個人情報保護条例を制定している。従来、都道府県はこのような条例を制定してこなかったが、国が法律を制定したというところで、最近、神奈川県、東京都、長野県が個人情報保護条例の制定に踏み切っている。近いうちに、多くの道府県で条例の制定が行われると思われる。

なぜ地方で先行したのかという疑問が当然出てくる。私見によれば、地方と国では、三つの点で違いがあつて、そのために地方が先行したのだと考えられる。第一に、地方は、行政の末端として住民に密着しているために、税金から年金に至るまで個人情報をもく保有しているということがあげられる。したがって、住民の関心も高い。

第二に、地方では、住民情報システムが導入されている点を

指摘したい。これは、ある意味で住民背番号制とも言えるものである。このシステムは、住民基本台帳をもとに、税金や年金などの住民に関する多くの情報をそれに付加するものである。

もちろん税金とその他の情報を結合できないようにするか、利用については様々な工夫がなされている。このような住民情報システムの導入を契機に、個人情報保護に関する議論が活発に行なわれるようになった。

第三に、地方自治体の長のリーダーシップが大きかったことが指摘できる。住民の要求に敏速に反応した場合もあれば、他の市町村が条例を制定したことに刺激された場合もあるだろうが、いずれにしても、長がリーダーシップを発揮しやすい状況にある。

(5) 野党各党の法案提出

昭和五五年には民社党が「プライバシー保護法案要綱」を発表している。また、昭和六年三月には、社会党が「プライバシー保護基本法案」と「電子計算機を利用する個人情報の処理業務の規制に関する法律案」を提出している。民間を含めた電算機処理業務を規制するという法律制度を社会党は提案したのであるが、この法案は実質的に審議されないまま廃案となった。

三 立法化の経緯

(1) 行政監視委員会（昭和四九年六月―昭和五〇年四月）

行政監視委員会による個人情報保護についての検討が、政府による取組みの始まりである。当時は、スウェーデンとアメリカが個人情報保護に関する法制化を行なっていたにすぎず、きわめて早い段階であった。しかし、かえって早い段階であったために、行政監視委員会による中間報告（昭和五〇年四月）では、プライバシー保護のための制度化は時期早尚であるとの報告がなされた。ただ、維持管理、運用等に関する規制、すなわちデータの安全と正確性を確保するための規制が必要であるということが謳われた。この点については、昭和五一年一月に「電子計算機処理データ保護管理準則」が、事務次官等会議申合せとして決定された。

(2) プライバシー保護研究会（昭和五六年一月―昭和五七年七月）

次の段階として、「プライバシー保護研究会」が、当時東大教授であった加藤一郎氏を座長として、一年半にわたって開かれ

資料。昭和五五年のOECD理事会勧告を受けて、わが国でも再度検討する必要があるということが発足したものである。昭和五七年には報告を出している。この研究会の報告が制度化に直接つなげたわけではないが、その研究成果は、臨時行政調査会の検討に引き継がれ、また、地方自治体の条例づくりに大きな影響を与えた。

(3) 臨時行政調査会答申（昭和五八年三月）

個人情報保護法制定の直後の契機となったのは、昭和五八年三月の臨時行政調査会の答申である。この答申の内容は「資料12」にある。ここでは、法的措置を含め、個人データ保護に係る制度的な方策について積極的に対応することが謳われている。政府としては、臨時行政調査会の答申を最大限尊重するという閣議決定を行い、その推進役に総務庁があたることになった。ちなみに、臨時行政調査会は、行政改革の柱として四つのことをあげている。変化への対応、総合性の確保、能率化と簡素化、行政に対する国民の信頼確保である。行政に対する国民の信頼確保の一方策として個人情報保護対策が必要であるとされた。行政に対する国民の信頼確保方策としては、その他に、情報公開の制度化、行政手続法、そしてオンブズマン制度

の導入があげられている。しかし、現時点で法制化されたのは、個人情報保護法だけである。

(4) データ・プライバシー保護専門部会（昭和五九年六月）

前述の臨時行政調査会答申を受けて、政府は二つの方法で検討を進めた。第一に、データ・プライバシー保護専門部会を設置した。各省庁の課長補佐をメンバーとして、昭和五九年から三六回にわたって、個人情報保護の制度化問題について検討を進めてきた。部会では、各省庁間の意思疎通を図るとともに、制度化に伴う問題点の把握に努めた。

(5) 行政機関における個人情報の保護に関する研究会（昭和六〇年七月―昭和六一年十二月）

政府がとった第二の方法として、「行政機関における個人情報保護に関する研究会」（座長、林修三氏）が昭和六〇年七月から昭和六一年二月にかけて三〇回にわたって開かれた。制度化に関する政府の方針を取りまとめる参考にするという観点から設けられたものである。この研究会の特徴は、臨時行政調査会答申もあって、法制定を前提とした具体的な検討が行われた

ということである。その中で、各省庁の意見の把握と調整が行われ、OECD理事會勧告を踏まえつつ、わが国の国情とどのようにマッチさせるかという問題等も検討された。

後者の問題について私見を述べれば、以下の点でわが国と外国とは異なっていると思われる。第一には、わが国の行政組織は強い縦割りになっており、各省庁が独自に収集したデータについてはその省庁のものだという意識が非常に強いということがあげられる。このため、個人情報の省庁間利用はきわめて少なく、例外的なものである。これに対したとえばアメリカでは、内国歳入庁には各省庁の関連情報が自動的に流れるシステムがとられていると聞いている。第二には、諸外国では何らかのかたちで国民総背番号制がとられているというものを指摘できる。北欧型のように、わが国の住民登録のかたちで国民総背番号制がとられている国もあれば、アメリカやカナダのように、社会保障番号が転じて国民総背番号として機能している国もある。第三に、プライバシーについての国民意識が違うように思われる。第四に、国民と行政との関係が異なると考えられる。たとえば、アメリカにおいては、訴訟にしても、人事交流にしても、行政と民間との区別がないように思われる。これに反して、わが国においては、行政活動と私的な経済活動とは基本的

に区別されている。行政と国民との間の緊張度の違いと言えるかもしれない。

行政機関における個人情報の保護に関する研究会では、このような諸外国との違いを踏まえたうえでの議論を十分に行っていただいた。たとえば、諸外国では、医療情報については、医者を紹介させるという方式をとっている国もあるが、原則として国民に開示するという立場に立っている。教育情報についても同様である。しかし、わが国では、医療や教育に関する情報の開示は一般的に行われていない状況から、別途専門的立場からの検討が必要とされ、法制化の段階では関係省庁での検討結果を踏まえ、本人の開示請求を認めるのは、時期早尚として見送られた。ただ、この問題は、国民の意識の変化とともに、常に検討していく必要がある。

(6) 行革大綱

行革大綱は〈資料13〉に掲げている。行革大綱というのは、毎年の概算予算閣議決定の段階で、翌年度に行政改革として何をやるかについて政府の方針を定めるものである。この行革大綱の中には、個人情報の保護も取り上げられている。資料を見ればわかるとおり、各年少しずつ制度化に向けて前進している。

たとえば、昭和六〇年行革大綱では、「政府としての方針を取りまとめよう努める」と述べられているように、各省庁で何らかの結論を出すということについて了承が得られている。つづいて、昭和六二年行革大綱では、「法的措置を講ずる方向で、そのための具体的検討を行なう」とし、一応この段階で、法制化はやむをえないという各省庁の了解が得られたと理解される。行革大綱の策定についての各省庁協議を通して、毎年毎年少しずつ前進するという方法がとられたのである。

四 立案過程・国会審議

(1) 政府部内での協議・調整

政府部内での協議、調整には非常に時間がかかった。その理由としては、既に述べたような法律の特徴、すなわち、予防的法律であり、新法であり、また多くの省庁に関係するために、多くの調整が必要であったことがあげられる。このことは、上述のデータ・プライバシー保護専門部会が三六回、また、行政機関における個人情報保護に関する研究会が三〇回も開かれたことにも表れている。研究会のメンバーについても、学識経験者だけでなく、各省庁の行政実態に詳しく各省庁の意見を反

映できる人として、通産省、郵政省、自治省の各OBが含まれていた。また、研究会では、各省庁の担当者からヒアリングを行ったり、意見を提出してもらった。この研究会は、事務次官が依頼して学識経験者等に集まってもらったという性格のものであり、そのような研究会で、各省庁の行政実態にまで踏み込んで検討が行なわれたのは、きわめて異例であると考えられる。統計、医療、教育については、関連省庁でそれぞれ専門的な検討するよう研究会は指摘した。統計については総務庁が、医療については厚生省が、教育については文部省が、この研究会の報告を受けて専門的な検討を行なった。特に、統計に関しては、統計法等の改正問題が絡んでいることもあって、統計審議会への諮問、答申が行なわれた。

所管省庁が法律を立案する場合には、内閣法制局の法令審査を受けなければならない。個人情報保護法については、研究会の報告の段階から内閣法制局に説明し、その意見を聴取した。

政府部内での協議、調整の経緯でみると、研究会の報告が出されたのは昭和六一年一二月で、その後、部内的な立案作業を経て、各省庁に法律の内容の検討をはじめて依頼したのが昭和六二年八月であった。最終的に閣議決定で政府の意思決定がなされたのは、昭和六三年四月二八日である。この間、骨子案、法

律案を各省庁に提示し意見を聴取するというかたちで繰り返し調整が図られたが、その度ごとに、多いときには千件程の意見、質問が寄せられた。

(2) 民間団体の意見

個人情報保護法に関する政府案の検討状況、政府案の国会提出について数多くのマスコミ報道がなされたこともあって、民間団体からも多数の意見が寄せられた。日弁連、国民総背番号制に反対しプライバシーを守る中央会議、自治労、自由人権協会、総評、情報公開法を求める市民運動などである。これらの中には、政府案は抜本的な修正が必要であり、そのまま法制化することには賛成できないというものが多かった。

(3) 国会審議の経過

国会審議の経過については、[資料14](#)に簡単に整理してある。それによると、昭和六三年四月二八日に閣議決定がなされ、同日第一二回通常国会に提出された。衆議院先議とされた。五月二五日が閉会であるから、政府提出法案としてはきわめて遅い時期の提出である。通常、予算関連法案の場合は、二月中旬までに、非予算関連法案の場合でも、三月中旬までに国会に提

出するものとされている。

国会に提出されたあと、社会党、公明党、民社党、共産党から、衆参両院において趣旨説明要求がなされている。その場合、趣旨説明をしなければ、委員会に付託することができない。個人情報保護法案については、様々な調整を行なった末に、趣旨説明要求を取り下げてもらい、五月一三日に内閣委員会に付託された。しかし、すぐ会期末となったため、実質的な審議は行われず、継続審査の扱いとされた。

次の第一一三回国会で、一〇月一日に提案理由説明を行ない、それ以降、長時間の審議を行なっている。その審議経過については、[資料15](#)に詳しく載っている。審議時間については、[資料16](#)を見られたい。それによると、衆議院で六日間、参議院で四日間の審議が行なわれ、審議時間は全体で三三時間三十分にとんだ。普通、内閣委員会でのような長時間の審議を行なうことはほとんどないが、第一一三回国会は、いわゆる消費税法国会で、一六三日間という最も会期の長い臨時国会であったために長時間の審議が可能となったのである。さらに、消費税法の審議を主たるねらいとする国会であったために、国会に提出される法案が少なく、内閣委員会に係属される法案が少なかったことも、長時間の審議を可能にした要因である。

料 (4) 国会における主な議論

資

目的・まず、目的規定の中に「行政の適正かつ円滑な運営」ということが述べられているが、これは、行政活動を優先させて、プライバシー保護をおろそかにすることを意味しないかということが問題となった。さらに、プライバシー保護を明文でもって規定すべきだ、あるいは自己情報コントロール権という観点から法案全体を見直すべきだといった意見が出された。これについて政府は、本法案は、自己情報コントロール権を前提にしたものではないが、個人の権利利益の保護を第一の目的としている旨答弁した。

民間部門・個人情報保護法の対象は、行政機関の保有する個人情報に限られているが、あわせて民間部門が保有する個人情報をもその対象にすべきだという意見があった。これに対して政府は、営業の自由を基本とし、行政部門と取扱いを異にする点が少なくない民間部門について本法であわせて規制することは適当ではない旨答弁した。

収集制限・個人情報収集制限をもっと明確に規定せよという要求が出された。また、一定のセンシティブな情報については、収集を禁止する規定を設けるべきだといった意見も出された。これに対して政府は、個人情報ファイルの保有の制限を通

して、個人情報の収集制限を行っている旨答弁した。

適用除外・適用除外が多すぎるのではないかと議論された。これに対して政府は、行政の適正円滑な運営を確保するために必要な最低限度の適用除外である旨答弁した。

見直し規定・五年以内に法律を見直す旨の規定を入れよという要求があった。これに対して政府は、施行後必要があれば学識経験者等による調査、審議の場を設けることを考えている旨答弁した。

OECD理事会勧告との比較・OECDは、個人情報保護に関する法制化を行うに際して尊重されるべき八つの原則を提示している。この八原則と合っていないのではないかと議論された。政府は、わが国の実情を踏まえたうえで、現時点で最も適切な法律であるという答弁を行った。

政府がこれらの修正要求に応じないこととした結果、野党の意見の多くは、附帯決議として採択されることとなった。これが、〈資料18〉の「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律案に対する附帯決議」である。

五 その他

行政監理委員会で議論を始めてから一五年、臨時行政調査会の答申を受けて法制化の方向で動き出してから一〇余年を経て、この個人情報保護法が制定された。その過程で、政府部内での調整に非常に多くの時間を費やした。この過程は、各省庁の説得過程ともいえるものであるが、その説得に時間を要した理由は次のところにある。第一に、法律を制定する場合、その法律を制定することを必要としている事態が、現に社会に存在していなければならない。ところが、この法律をもって対処しなければならない事柄というのは、プライバシーの侵害というきわめて抽象的な事態である。そのため、各省庁を説得する材料としては弱かった。

第二に、行政機関の中には、個人情報の収集、利用自体が行政といって過言でないものも少なくない。したがって、各省庁横断的に規制がかかることに慎重になる省庁があったのもやむをえないところであった。

第三に、当時総務庁長官であった高鳥衆議院議員が、個人的にもこの立法に関心を持たれ、ヨーロッパまで視察に行き、法制化の必要性を積極的に国会等で主張していただいたのは別と

して、この立法に関心を持って、積極的に支持していただける国会議員が極めて少なかった。

内閣制度のもとで各省行政の分担管理が厳格になされている現在、一つの異論もなく賛成を得ないかぎり、政府レベルで政策決定を行なうことはできない。各省庁にまたがる個人情報保護法のような場合、このような意思決定方式のもとで政策決定までこぎ着けるのは大変な作業である。行政手続法、情報公開法、オンブズマン制度といった各省庁行政に共通的、横断的に係わる政策には、どれも似たような難しさがあるように思われる。

〈質疑応答〉

Q 国会議員のイニシアティブがほとんどなく、ほぼ行政庁主導で法制化が進められた立法というのは他にどのようなものがあるのか。

A この個人情報保護法は、各省庁横断的な法律であり、各省庁間の調整がポイントであった。そこで、各省庁間の調整を図るための戦略を練るために、似たような立法例を探してみ

たが、参考になる立法例はほとんどなかった。

Q 行政機関における個人情報保護に関する研究会を開くにあたって、各庁は、すんなりとこの研究会に参加することに同意したか。

A 研究会の座長が林修三氏であったこともあって、各庁の参加協力を確保できたように思う。ただ、研究会は、あくまでも総務庁の私的な研究会であり、そのような研究会に出席して、意見を述べることに抵抗感を覚える省庁もあったことは確かである。

Q 教育情報については、国会の付帯決議で述べられているような「国民の自己情報に関する意識：の急激な変化」によって、見直しが図られるようなことはあるのか。

A 教育情報の持つ特殊性はいくつかあると考えられる。一つには、開示請求権を認める等、教育情報を権利義務関係で律することは、現在の国民意識に適合していないということがあげられる。ただ、教育情報も開示請求が認められないだけで、ファイルの存在を公示したり、保護したりする対象にはなっている。いま一つには、教育情報——医療情報についても同様——については、行政機関と民間機関との区別がないということが指摘できる。公立学校の内申書も、私立学校の

内申書も、その情報の性質は同じであると考えられる。したがって、行政機関と民間機関との一体的な取扱いが望ましいのではないか。さらに付け加えれば、電算機処理情報とマニュアル情報との取扱いを区別することがはたして可能かどうか、混乱を引き起こさないかということも問題となるだろう。いずれにしても、教育情報を開示請求権の対象外とした今回の措置は、わが国の現状を踏まえたものであり、将来の国民意識の変化等に伴って見直しを行っていくべきである。

Q 個人情報保護法第二六条は、「地方公共団体は、個人情報の電子計算機処理等を行う場合には、この法律の規定に基づいて国の施策に留意しつつ、個人情報の適切な取扱いを確保するため必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」と規定している。この規定は、地方自治体がこの法律以上に進んだ条例を持つている場合に、地方自治体の条例に枠をはめるようなことにはならないか。

A 地方自治体が保有する個人情報の取扱いについて、上述の研究報告は両論併記的なものであった。一つは、人権にかかわる制度——私は、厳密な意味での人権にかかわる制度であるとは考えていない——で、地方間に格差があるというのはおかしいから、国の法律で一本化を図るべきだという意見

である。いま一つは、地方自治体毎に、個人情報保護条例を制定することを認める見解である。

地方自治体の事務の多くが機関委任事務である現状では、地方自治体が保有する個人情報の多くは、それに関連する情報であると考えられる。そこで法律論的に問題となるのは、このような情報が地方自治体の条例の対象となり得るのかどうかということである。また、これを積極的に解すれば、反対に法律の対象にすることができないのではないかという疑問も出てくる。

内閣法制局長官の国会答弁は、機関委任事務に係る個人情報であっても、情報管理の観点からは団体の事務であり、条例化は可能である、ただし、それが機関委任事務の業務処理に影響を与える範囲で、主務大臣の指揮監督権に服することになるとしている。しかし、この答弁でも、法律の対象とすることが可能か否かについては明らかではない。法制化にあたっては、地方自治体が保有している情報が住民に密着した情報であり、また住民情報システムの導入に伴い、相当厳しい規制が必要であるという住民感情があり得ることを配慮して、標準化を指向しつつ、地方自治体を絶対的に拘束するような規定にはしなかった。すなわち、国の定める法律よりも

厳しい内容を持つ条例は法律違反とするものではない。法第二六条に「国の施策に留意しつつ」という文言があり、この用法は従来の法律にはないが、ここでは、このような意味を表わしている。

Q 外国の調査を行ったようだが、諸外国の影響はどの程度あったのか。

A OECD理事會勧告の八原則は、その当時の最大公約的なものであり、これを踏まえて、法制化を進めたのであるが、特にアメリカ合衆国の法律を参考としたことは間違いない。

Q 各省庁を説得するにあたって、説得材料はあったのか。

A 一つ有効な説得材料は、法律を制定しない場合、国際的な信義が問われることになるというものだった。しかし、必要性の問題、地方自治体の条例の先行、世論の動向といったものも説得の材料として出したが、大方は水掛け論に終わってしまう。個人情報保護法のときには、検討、協議をできるだけ課長、局長といった上のレベルに上げること考えた。この法律の場合、いわゆる省益が絡んでいないこともあって、上のレベルで大所高所の観点から議論することが可能であった。

Q 国会の附帯決議はどことが作成したのか。

A 具体的には誰が立案したかは知らないが、野党の意見を踏まえた内容になっていることは確かである。政府がたたき台を出したようなものではない。

Q アメリカ合衆国では、プライバシー保護法と情報公開法とがセットになっており、このような法律制度が本来健全なあり方ではないか。

A アメリカ合衆国では両法が制定されているが、他の諸外国ではそうではないところもある。必ずしもプライバシー保護法と情報公開法とがセットになっているとは考えられていないのではないか。野党から、情報公開法がないままに、個人情報保護法を制定すると、ウエイトが公開よりも、保護に置かれるわけで、バランスを欠くという指摘がなされた。しかし、情報公開法は、行政の保有する情報に対して国民としてアクセスする権利を認める法律制度であるが、個人情報保護法は、個人情報原則として秘密とする中で、自己に関する情報を開示することを要求する権利を本人にのみ認める法律制度であり、両者は性格を異にすると思われる。

Q 守秘義務と個人情報保護法との関係について議論はあったか。

A 個人情報保護法によって保護される情報は、基本的には守

秘義務のかかった情報であるため、あまりシビアな議論はされなかった。適用除外の中に「国の安全、外交上の秘密」に関する情報等が含まれているために、公務員の守秘義務を強化するものと受け取られがちである。しかし、あくまでも対象は個人情報であり、「国の安全、外交上の秘密」に関する情報全般が秘密とされるのではないことを理解していただきたい。

Q 民間部門を切り離すことはどのような経過で決められたのか。

A 行政機関における個人情報の保護に関する研究会は、行政機関における措置を中心に検討していたが、前提として、民間部門についてどうするのかについても議論され、本法であわせて対象とするのは適当ではないとされた。各省庁の働きかけで、民間部門の切り離しを決めたような経緯はない。民間部門も含めた法律制度を立案するとすると、総務庁では技術的に難しいし、各省庁も納得しないだろう。というのは、行政運営の総合調整が、総務庁の所管とするところだからである。また、民間部門に規制をかける場合には、その実態が多様であるため、それぞれに応じた規制を行なうのが実際的ではないかという意見が主流を占めた。

Q 総務庁が行政機関の総合調整機能を積極的に果たすために権限を強化するべきだという見解についてどう考えるか。

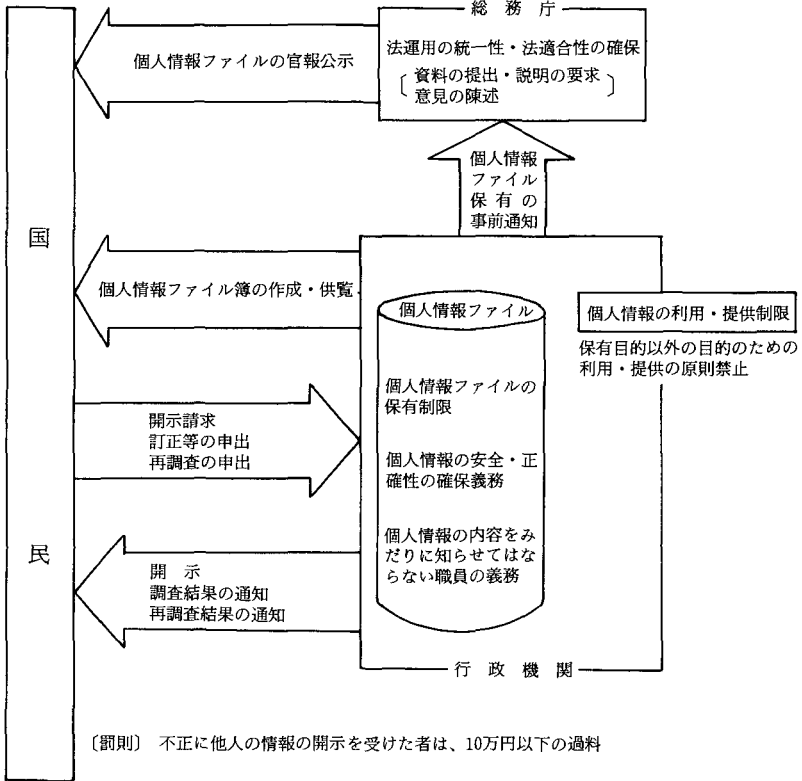
A 総務庁は、組織・定員の管理、行政改革、行政監察、人事管理等を通じて行政運営の総合調整に極めて重要な役割を果たしている。総合調整機能の発揮のために、個別法に基づく権限、事業が必ずしも必要であるというわけではない。場合によっては、客観的、中立的な立場について理解を得るためには、総合調整機能に純化していくことが望ましいこともある。

付記 本稿は、一九九一年八月二〇日、二一日に開催された北大立法過程研究会で行なわれた報告および質疑のテープを起し、それに加筆し、訂正を加えたものである。なお、本研究会は、平成三年度文部省科学研究費補助金総合研究(A)（研究課題名「立法過程における行政府の役割」）を受けて行なわれたものである。

また、録音テープの再生に当って、北大大学院法学研究科院生岩本一郎君の協力を得た。

〈資料1〉 個人情報保護法の仕組み

〔目的〕 行政の適正・円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護



〔地方公共団体・特殊法人〕 国の施策に留意しつつ、必要な施策を実施するよう努力する義務

〈資料2〉

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案提案理由説明

ただいま議題となりました行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国におきましては、近年、社会における著しい情報化の進展を背景として、行政機関においても個人情報の電子計算機による処理が拡大し、行政運営の効率化や行政サービスの向上に大きく寄与しておりますが、一方で、従来の手作業による処理にはみられない電子計算機の特性から、個人の権利利益の侵害のおそれと、これについての国民の不安感の存在が指摘されているところであります。

このため、電子計算機処理に係る個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護するとともに、臨調答申でも指摘されている行政に対する信頼性の確保を図ることとし、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、この法律の目的であります。

この法律は、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするものであります。

第二は、個人情報の電子計算機処理に関する事項であります。行政機関は、所掌事務を遂行するため必要な限度において、かつ、できる限り目的を特定して個人情報ファイルを保有することとし、総務庁長官は、一定の事由に該当する場合を除き、個人情報ファイルの保有目的、記録項目等について公示することとしております。

また、行政機関の長は、個人情報の安全及び正確性を確保するよう努めなければならないとともに、個人情報原則として個人情報ファイルの保有目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないこととしております。

第三は、個人情報の開示及び訂正等であります。

行政機関の長は、本人から、個人情報の開示請求があったときは、原則としてこれを開示することとし、訂正等の申出があったときは、調査を行い、その結果を通知することとしております。

料 第四に、法施行の統一性を確保するため、総務庁長官は、資

資 料の提出及び説明を求め、意見を述べる事ができることとし
ております。

第五は、この法律の規定の適用除外であります。

統計法に基づく統計調査によつて集められた個人情報及び統
計報告調整法に基づく統計報告の徴集によつて得られた個人情
報については、この法律の規定を適用しないものとしておりま
す。

第六に、地方公共団体及び特殊法人が個人情報の電子計算機
処理を行う場合には、国の施策に留意しつつ、所要の措置を講
ずるよう努めなければならないこととしております。

次に施行期日等についてであります。

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内
において政令で定める日から施行することとし、個人情報の開示
及び訂正等に係る規定については、公布の日から起算して二年
を超えない範囲内において政令で定める日から施行することと
いたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要でありま
す。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことを願
ひいたします。

〔資料3〕

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関
する法律

昭和六三年二月一六日
法律 第九五号

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 個人情報の電子計算機処理（第四条―第十二条）

第三章 処理情報の開示及び訂正等（第十三条―第十九条）

第四章 雑則（第二〇条―第二七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、行政機関における個人情報の電子計算機
による処理の進展にかんがみ、行政機関の保有する電子計算
機処理に係る個人情報の取扱いに関する基本的事項を定める
ことにより行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権
利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、

当該各号に定めるところによる。

一 行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第一二〇号）第三条第二項に規定する国の行政機関として置かれる機関（ロの政令で定める特別の機関が置かれる機関にあつては、当該特別の機関を除く。）及び法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 国家行政組織法第八条の三の特別の機関のうち政令で定めるもの

二 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む）をいう。ただし、法人その他の団体に關して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

三 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成

し、又は文書図画の内容を記録するための処理その他の政令で伝める処理を除く。

四 個人情報ファイル 一定の事務の目的を達成するために体系的に構成された個人情報の集合物であつて、電子計算機処理を行うため磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気テープ等」という。）に記録されたものをいう。

五 処理情報 個人情報ファイルに記録されている個人情報をいう。

六 処理情報の本人 処理情報において識別される個人のうち、電子計算機処理上他の個人の氏名、生年月日その他の記述又は他の個人別に付された番号、記号その他の符号によらないで検索し得るものをいう。

（適用除外）

第三条 統計法（昭和二十二年法律第一八号）第二条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報及び同法第八条第一項の規定により総務庁長官に届け出られた統計調査によつて集められた個人情報並びに統計報告調整法（昭和二十七年法律第一四八号）の規定により総務庁長官の承認を受けた統計報告（同法第四条第二項に規定する申請書に記載された

専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。の徴集によつて得られた個人情報については、この法律の規定は、適用しない。

第二章 個人情報の電子計算機処理

(個人情報ファイルの保有)

第四条 行政機関は、個人情報ファイルを保有する（自らの事務の用に供するため個人情報ファイルを作成し、又は取得し、及び維持管理することをいい、個人情報の電子計算機処理の全部又は一部を他に委託してする場合を含み、他からその委託を受けてする場合を含まない。以下同じ。）に当たつては、法律の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、できる限りその目的を特定しなければならない。

2 個人情報ファイルに記録される項目（以下「ファイル記録項目」という。）の範囲及び処理情報の本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下「ファイル記録範囲」という。）は、前項の規定により特定された個人情報ファイルを保有する目的（以下「ファイル保有目的」という。）を達成するため必要な限度を超えないものでなければならない。

(個人情報の安全確保等)

第五条 行政機関が個人情報の電子計算機処理又はせん孔業務

その他の情報の入力のための準備作業若しくは磁気テープ等の保管（以下「個人情報の電子計算機処理等」という。）を行うに当たつては、当該行政機関の長（第二条第一号ロの政令で定める特別の機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講ずるよう努めなければならない。

2 個人情報ファイルを保有する行政機関（以下「保有機関」という。）の長は、ファイル保有目的に必要な範囲内で、処理情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第六条 行政機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、総務庁長官に対し、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときは、変更する事項についても、同様とする。

一 個人情報ファイルの名称

二 保有機関の名称及び個人情報ファイルが使用に供される

事務をつかさどる組織の名称

三 ファイル保有目的

四 ファイル記録項目及びファイル記録範囲

五 処理情報の収集方法

六 処理情報を保有機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

七 次条第一項の規定により個人情報ファイル簿に掲載される個人情報ファイル（第一三条第一項ただし書に掲げるもの及び第一九条の規定により全部の処理情報について第一三条第一項本文の規定が適用されないこととなるものを除く。）にあつては、第一三条第一項本文の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

八 次条第二項の規定に基づきファイル記録項目の一部若しくは第五号若しくは第六号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は同条第三項の規定に基づき個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨

九 第一三条第一項ただし書に該当するため同項本文の請求ができない個人情報ファイルにあつては、その旨

十 他の法律又はこれに基づく命令の規定により、処理情報

の内容の全部若しくは一部が免許証、許可証、通知書その他の書類に記載され、これらが既に処理情報の本人に交付されているとき、処理情報の内容の全部若しくは一部が公表され若しくは閲覧に供されているとき、処理情報の本人が処理情報の内容の全部若しくは一部を知らせるべき旨の請求をすることができるとき、又は第一三条第一項本文の規定が適用される処理情報についてその内容の全部若しくは一部の訂正、追加若しくは削除（以下「訂正等」という。）に関し特別の手続が定められているときは、その旨及び当該法律又は命令の名称

十一 その他政令で定める事項

2 前項の規定は、次の各号に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル

二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル

三 行政機関の職員又は職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に關

する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（行政機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている処理情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、そのファイル保有目的、ファイル記録項目及びファイル記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの

六 一年以内に消去することとなる処理情報のみを記録する個人情報

七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する処理情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

八 職員が単独で作成する個人情報ファイルであつて、処理情報を専ら自己の職務の遂行のために保有機関の内部で使用するもの

九 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成

し、又は取得する個人情報ファイルであつて、処理情報を専ら当該学術研究の目的のために使用するもの

十 処理情報の本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイルであつて、処理情報を保有機関以外の者に提供することが予定されていないもの

十一 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

3 保有機関の長（第二条第一号ロの政令で定める特別の機関にあつては、第五条第一項の政令で定める者をいう。以下同じ。）は、第一項に規定する事項を通知して個人情報ファイルについて、当該保有機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第一〇号に該当するに至つたときは、遅滞なく、総務庁長官に対しその旨を通知しなければならない。

（個人情報ファイル簿の作成及び閲覧）

第七条 保有機関の長は、政令で定めるところにより、当該保有機関が保有している個人情報ファイル（前条第二項各号に掲げるものを除く。）について、それぞれ同条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第一〇号に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、一般

の閲覧に供しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、保有機関の長は、ファイル記録項目の一部又は前条第一項第五号若しくは第六号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載することにより、ファイル保有目的に係る事務の適正な遂行を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、そのファイル記録項目の一部又は事項を記載しないことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、保有機関の長は、次の各号に掲げる事務のいずれかに使用される個人情報ファイルについて、当該個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、ファイル保有目的に係る事務の適正な遂行を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、これを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

- 一 犯罪の予防に関する事務
- 二 国際捜査共助に関する事務
- 三 勾留の執行、矯正又は更生保護に関する事務
- 四 出入国の管理若しくは難民の認定又は査証に関する事務
- 五 租税の賦課又は徴収に関する事務
- 六 前各号に掲げる事務に準ずるものとして政令で定める事務

（個人情報ファイルの公示）

第八条 総務庁長官は、第六条第一項の規定による通知を受けた個人情報ファイルについて、少なくとも毎年一回、同項第一号から第七号まで、第九号及び第一〇号に掲げる事項を官報で公示するものとする。ただし、同条第三項の規定による通知があつた個人情報ファイルについては、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、総務庁長官は、次の各号に掲げる個人情報ファイルについては、当該各号に掲げるファイル記録項目の一部又は事項の公示をしないものとする。

- 一 前条第二項の規定に基づきファイル記録項目の一部又は第六条第一項第五号若しくは第六号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととされた個人情報ファイル
当該記載しないこととされたファイル記録項目の一部又は事項
- 二 前条第三項の規定に基づき個人情報ファイル簿に掲載しないこととされた個人情報ファイル
前項に規定する事項
- 三 第一項の規定にかかわらず、総務庁長官は、前回の公示後、第六条第一項の規定による変更する事項の通知がないときは、その個人情報ファイルについては、第一項の規定による公示をしないことができる。

四 総務庁長官は、第一項の規定による公示を行った個人情報ファイルについて、前回の公示後、第六条第三項の規定による通知を受けたときは、第一項の規定による公示の際当該通知の内容を併せて公示するものとする。

(処理情報の利用及び提供の制限)

第九条 処理情報は、法律の規定に基づき、保有機関の内部において利用し、又は保有機関以外の者に提供しなければならぬときを除き、ファイル保有目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、保有機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ファイル保有目的以外の目的のために処理情報を利用し、又は提供することができる。ただし、処理情報をファイル保有目的以外の目的のために利用し、又は提供することによつて、処理情報の本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 処理情報の本人の同意があるとき、又は処理情報の本人に提供するとき。

二 保有機関が法律の定める所掌事務の遂行に必要な限度で処理情報を内部で利用する場合であつて、当該処理情報を

利用することについて相当な理由のあるとき。

三 保有機関以外の行政機関、地方公共団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の設立行為をもつて設立された法人(総務庁設置法(昭和五八年法律第七九号)

第四条第一一号の規定の適用を受けない法人を除く。以下「特殊法人」という。)に処理情報を提供する場合において、処理情報の提供を受ける者(以下「受領者」という。)が、法律の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で処理情報を使用し、かつ、当該処理情報を使用することについて相当地な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために処理情報を提供するとき、処理情報の本人以外の者に提供することが明らかに処理情報の本人の利益になるときその他処理情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、処理情報の利用又は提供を制限する他の法律の規定の適用を妨げるものではない。

4 保有機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、処理情報のファイル保有目的以外の目的のための保有機関の内部における利用を特定の部局又は

機関に限るものとする。

（受領者に対する措置要求）

第一〇条 保有機関の長は、前条第二項の規定に基づき、処理情報を同項第三号又は第四号に掲げる者に提供する場合において、必要があると認めるときは、受領者に対し、提供に係る処理情報について、その使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措置を講ずることを求めるものとする。

2 前項の規定により、前条第二項第三号に掲げる者に対し制限を付し、又は必要な措置を講ずることを求めるに当たつては、保有機関の長は、これらの者の事務又は業務の遂行を不当に阻害することのないよう留意するものとする。

（個人情報の電子計算機処理等の受託者の責務）

第一条 第五条第一項の規定は、行政機関から個人情報の電子計算機処理等の受託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（個人情報の電子計算機処理等に従事する者の義務）

第二条 個人情報の電子計算機処理等を行う行政機関の職員若しくは職員であつた者又は前条の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個

人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当に使用してはならない。

第三章 処理情報の開示及び訂正等

（処理情報の開示）

第十三条 何人も、保有機関の長に対し、自己を処理情報の本人とする処理情報（個人情報ファイル簿に掲載されていない個人情報ファイルに記載されているもの及び第七条第二項の規定に基づき個人情報ファイル簿に記載しないこととされたファイル記録項目を除く。）について、書面により、その開示（処理情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、学校教育法（昭和二年法律第二六号）に規定する学校における成績の評価又は入学者の選抜に関する事項を記録する個人情報ファイル、病院、診療又は助産所における診療に関する事項を記録する個人情報ファイル及び刑事事件に係る裁判若しくは検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分又は刑の執行に関する事項を記録する個人情報ファイルについては、この限りでない。

2 未成年者又は禁治産者の法定代理人は、本人に代わつて前項の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることがで

料 ける。

資 3 保有機関の長は、開示請求があつたときは、次第第一項に掲げる場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、書面により、当該開示請求に係る処理情報について開示をしなければならぬ。ただし、開示請求者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

（処理情報の不開示）

第一四条 保有機関の長は、開示請求に係る処理情報について開示をすることにより、次の各号のいずれかに該当することとなると認める場合には、当該処理情報の全部又は一部について開示をしないことができる。

一 次に掲げる事務のいずれかの適正な遂行に支障を及ぼすこと。

イ 第七条第三項第一号から第五号までに掲げる事務

ロ 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持に関する事務

ハ 立入検査その他の法律の規定に基づく調査権の行使に関する事務

ニ 学識技能に関する試験、資格等の審査、補償金、給付

金等の算定その他これらに準ずる評価又は判断に関する

事務

ホ イからニまでに掲げる事務に準ずるものとして政令で定める事務

二 処理情報が第三者から取得した情報に係るものである場合において、保有機関と当該第三者との協力関係又は信頼関係を損なうこと。

三 個人の生命、身体、財産その他の利益を害すること。

2 保有機関の長は、前項の規定に基づき処理情報の全部又は一部について開示をしない旨の決定（以下「不開示決定」という。）をしたときは、その旨及び理由を記載した書面を開示請求者に交付しなければならない。

（開示等の期限）

第一五条 第一三條第三項の開示又は不開示決定（以下この条において「開示等」という。）は、開示請求を受理した日から起算して三〇日以内にしなければならない。

2 保有機関の長は、事務処理上の困難その他正當な理由により前項に規定する期間内に開示等を行うことができないときは、開示等を行うことができるに至つた後遅滞なくこれをすれば足りる。この場合において、保有機関の長は、同項の規

定する期間内に、開示請求者に対し、同項の期間内に開示等をすることができない理由及び開示等の期限を書面により通知しなければならない。

3 開示請求者は、第一項に規定する期間内（前項の規定により開示等の期限が通知された場合にあつては当該期限まで）に開示等がなされないときは、不開示決定があつたものとみなすことができる。

（手数料等）

第一六条 開示請求をする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

2 開示請求をする者は、政令で定める場合を除き、前項の手数料のほか郵送料を納付して、第一三条第三項の書面の送付を請求することができる。

（処理情報の訂正等）

第一七条 保有機関の長は、第一三条第三項の規定により開示を受けた者から、書面により、開示に係る処理情報の訂正等の申出があつたときは、申出に係る処理情報の内容の訂正等に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、ファイル保有目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申

出をした者に対し、書面で通知するものとする。

二 前項の規定に基づき訂正等の申出をした者は、同項の通知の内容に不服があるときは、保有機関の長に対し、再調査の申出をすることができる。

三 第一項の規定は、前項の申出があつた場合について準用する。

（政令の委任）

第一八条 第一三条第一項、第一四条第二項、第一五条第二項及び前条第一項の書面の記載事項、第一三条第二項の規定による法定代理人の開示請求に必要な書類、開示請求者が開示請求に係る処理情報の本人であることを確認するために必要な手続その他開示請求、開示の方法及び処理情報の訂正等に関し必要な事項は、政令で定める。

（他の法律との関係）

第一九条 他の法律又はこれに基づく命令の規定により、処理情報の内容の全部若しくは一部が免許証、許可証、通知書その他の書類に記載されこれらが既に処理情報の本人に交付されているとき、処理情報の内容の全部若しくは一部が公表され若しくは閲覧に供されているとき、又は処理情報の本人が処理情報の内容の全部若しくは一部を知らせるべき旨の請求

をすることができるときは、当該全部又は一部の処理情報については、第一三条第一項本文の規定を適用しない。

資 第四章 雑則

(苦情処理)

第二〇条 保有機関の長は、処理情報の利用、提供若しくは開示又は処理情報の訂正等の申出に係る苦情その他処理情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(資料の提出及び説明の要求)

第二一条 総務庁長官は、行政機関における個人情報の電子計算機処理等に関する事務の実施状況について必要があると認めるときは、行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

(意見の陳述)

第二二条 総務庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の取扱いに関し、内閣総理大臣又は行政機関の長に対し意見を述べることができる。

(権限又は事務の委任)

第二三条 保有機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる

機関にあつては、当該機関の命令）で定めるところにより、第九条第二項、第一〇条第一項、第一三条、第一四条、第一五条第二項及び第一七条第一項に規定する権限又は事務を当該保有機関の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第二五条 偽りその他不正の手段により、第一三条第三項の規定による開示を受けた者は、一〇万円以下の過料に処する。

(地方公共団体の施策)

第二六条 地方公共団体は、個人情報の電子計算機処理等を行う場合には、この法律の規定に基づく国の施策に留意しつつ、個人情報の適切な取扱いを確保するため必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(特殊法人の講ずる措置)

第二七条 特殊法人は、個人情報の電子計算機処理等を行う場合には、この法律の規定に基づく国の施策に留意しつつ、個人情報の適切な取扱いを確保するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章及び第二三条（同条中第六条第二項及び第一〇条第一項に係る部分を除く。）の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（本文の規定は、平成元年政令第二五九号で平成元年一〇月一日から施行）

（ただし書の規定は、平成二年政令第二四一号で平成二年一〇月一日から施行）

（過措置）

第二条 この法律の施行の際現に行政機関が保有している個人情報ファイルについての第六条第一項及び第八条第一項の規定の適用については、第六条第一項中「保有しようとする」とあるのは「保有する」と、「あらかじめ」とあるのは「この法律の施行後遅滞なく」と、第八条第一項中「少なくとも毎年一回」とあるのは「当該通知を受けた後遅滞なく」とする。

第三条 統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律（昭和六三年法律第九六号。以下「改正統計法」という。）につい

ては、この法律の施行の日から起算して一年を経過するまでの間は、この法律の規定は、適用しない。この場合における前条の規定の適用については、「この法律の施行後遅滞なく」とあるのは、「この法律の施行の日から起算して一年を経過した後遅滞なく」とする。

2 改正統計法附則第二条第一項の規定による届出のあつた統計報告（専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）については、この法律の規定は、適用しない。

〈資料4〉 個人情報ファイル数（官報公示ベース）

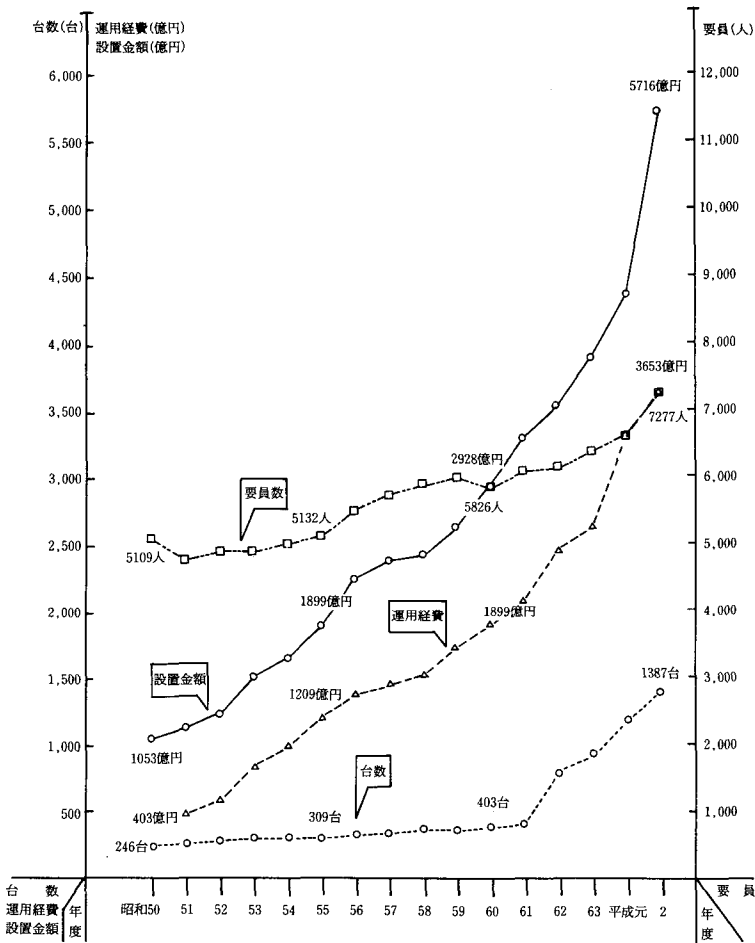
（平成3年7月1日現在）

保有機関の名称	ファイル数	法 適 用 関 係			
		全項目開示 請求対象	一部項目 他法開示	全項目 他法開示	開示請求 対象外
総 理 府	2	2			
警 察 庁	6	2	4		
総 務 庁	2	1	1		
北 海 道 開 発 庁	3	1	2		
防 衛 庁	3				3
科 学 技 術 庁	4	3			1
環 境 庁	4	3	1		
法 務 省	47		2	27	18
司法試験管理委員会	1	1			
外 務 省	2	1	1		
大 蔵 省	2				2
国 税 庁	16	11	4	1	
文 部 省	543	196			347
厚 生 省	89	3	4		82
社 会 保 険 庁	6			5	1
農 林 水 産 省	8	6	2		
食 糧 庁	354	354			
林 野 庁	1	1			
水 産 庁	2	2			
通 商 産 業 省	13	2		11	
特 許 庁	3			3	
運 輸 省	4		1	3	
海 上 保 安 庁	1	1			
気 象 庁	1	1			
郵 政 省	12		2	10	
労 働 省	7		5	2	
建 設 省	26	18	3	5	
合 計	1,162	609	32	67	454
構 成 比(%)	(100.0)	(52.3)	(2.8)	(5.8)	(39.1)

〈資料5〉 個人情報ファイル簿の例

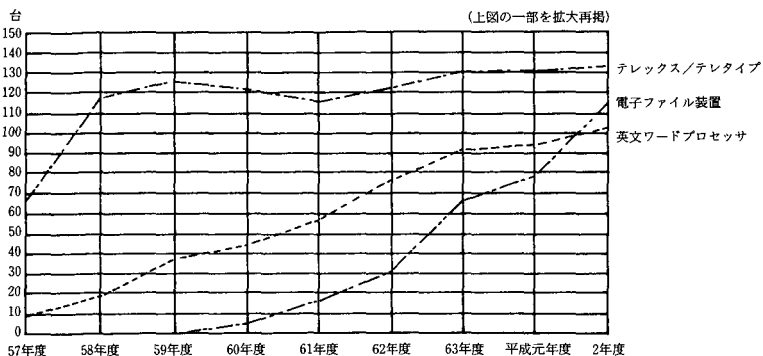
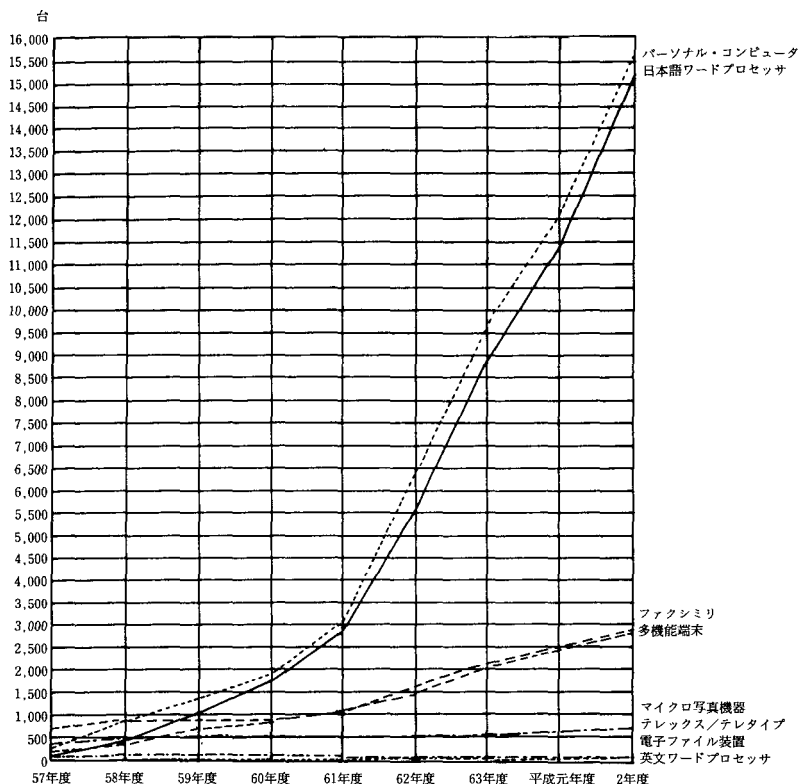
個人情報ファイルの名称	旅券管理マスタファイル
保有機関の名称	外務省
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	大臣官房領事移住部旅券課
ファイル保有目的	旅券の発給を受けた者を記録し、旅券の二重発給を防止するために使用する。
ファイル記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 旅券番号、5 発行年月日、6 効力、7 失効等理由、8 原始旅券番号、9 原始発行年月日、10 本籍、11 身長、12 併記者数、13 受理番号、14 再発給理由、15 再発給回数、16 期間満了日（期間限定年月）、17 請求元（公用旅券のみ）、18 別名記載有無、19 非ヘボン有無、20 訂正有無
ファイル記録範囲	現に有効な旅券の発給を受けている者（原則として旅券発行日より5日間）
処理情報の収集方法	旅券法（昭和26年法律第267号）第3条又は第4条に基づく一般旅券発給申請書、公用旅券発給請求書等
処理情報の経常的提供先	都道府県旅券事務担当課（一部情報のみ）及び法務省入国管理局
開示請求を受理する組織の名称及び所在地	外務大臣官房領事移住部旅券課 〒100 東京都千代田区霞が関2-2-1
法第13条第1項ただし書への該当	—
他の法律又はこれに基づく命令の規定による、処理情報の内容が記載された書類の本人への交付等	7、14、15及び17（公用旅券のみ対象）を除く各ファイル記録項目の内容は、旅券法及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）の規定により旅券冊子面に記載事項等の形で記載され、既に本人に交付されている。
他の法律又はこれに基づく命令の規定による、処理情報の内容の訂正等に関する特別の手続	—

〈資料6〉 国の行政機関における電子計算機利用の推移



(注) 1 運用経費は、レンタル費、通信回線費、消耗費、外注費等の経費であり、人件費、設備費等の経費は含まない。
 2 設置金額は、電子計算機買取金額(レンタル・リース契約によるものは、買取換算額)である。
 3 調査対象とした電子計算機は、周辺装置を含む買取換算額が1,000万円以上のものである。ただし、プロセス制御用等の専門機として設計されたものは除く。
 4 昭和62、63、平成元、2年度における設置台数の増加は、農林水産統計情報システム(62年度)、総合的雇用情報システム(62年度)、登記情報システム(63、元、2年度)及び国有林野情報管理システム(63、元、2年度)における電子計算機の設置等による。

〈資料7〉 国の行政機関における OA 機器別導入台数の推移



(一) 個人情報保護に関する世論調査(総理府広報室実施)結

一 調査目的 行政機関が収集、管理する個人情報に関する国民の意識を調査し、個人情報保護施策の参

考に資するために実施したものである。

二 調査項目 (一) 情報化社会について

(二) コンピュータに対する意識

(三) プライバシーに対する意識

(四) 個人情報に関する諸経験の有無

(五) 個人情報保護について

三 調査対象 (一) 母集団 全国二〇歳以上

(二) 標本数 三、〇〇〇人

(三) 有効回答数 二、三六七人

(回答率・七八・九%)

四 調査時期 昭和六〇年七月(前回調査・昭和五六年二月)

五 公表の時期 昭和六〇年一〇月二七日(日)・ラジオ・テレ

ビ

二八日(月)・新聞

六 今回調査結果の特徴(一) 内は前回調査結果

(一) 情報化社会という言葉の認識、コンピュータが使用され

ている所の周知については、いずれもその割合が増加して

いる。

ア 情報化社会という言葉の見聞き・八四・二% (七五・

一%) (図一)

イ コンピュータの使用されている所・「預金貯金の出し

入れ」が八五・二%の周知(六七・七%)で一番多い。

(二) プライバシー一般の周知、侵害の発生の見通しも増加し

ている。

ア プライバシーという言葉の見聞き・九二・六% (九〇・

四%) (図二)

イ 侵害のイメージ・「ダイレクトメール」が三三・二%

(二六・三%)で一番多い。

ウ 他人に知られたくない個人情報・「年間収入、納税額

等」が四八・二%(三四・八%)と一番多い。なお、「特

にない」が四〇・三%であるが、前回(五一・四%)よ

りも大幅に減少している。

エ プライバシー侵害は増えてきたと思うか

〇 そう思う・四八・二% (三一・二%) (図一四)

○そうは思わない…三三・八％（四八・九％）

オ コンピュータ利用に伴う個人情報に関する侵害発生の見通し…「多くなりそうだ」が六八・九％（五五・六％）

(三) 行政機関における個人情報の保護対策については、前回（七八・八％）とほぼ同程度の七五・七％の者が必要だとしている。

ア 行政機関における個人情報の取扱いに関する諸経験の有無…「金額や料金などで、相手にコンピュータミスがあった」一四・二％
〔表一〕

イ 行政機関における個人情報保護対策に対する認識

ア 安心して申告できる…五四・一％（五三・〇％）

イ 配慮している…六〇・六％（六二・九％）

ウ 行政機関の保護対策の必要性

○必要である…七五・七％（七八・八％）

エ 国の行政機関の保護対策に対する考え方

ア 原則公表（公示）が必要…五二・四％

イ 収集制限が必要…六二・七％

ウ 目的以外の使用の原則禁止…七六・九％

エ 維持管理の統一的基準が必要…六五・四％

オ 閲覧・訂正の機会を認めることが必要…七一・〇％

カ 収集、利用等を監視するための特別の機関の設置が必要…五四・一％

〈資料9〉 OECD加盟国における個人情報の保護に関する法律の制定状況

平成3年(1991年)4月現在

国 名	法 律 名
スウェーデン	データ法(1973.5制定)
アメリカ	1974年プライバシー法(1974.12 〃)
ニュージーランド	ワンガヌイ・コンピュータセンター法(1976.9 〃)
ドイツ	連邦データ保護法(1977.1 〃)
フランス	データ処理、データ・ファイル及び個人の諸自由に関する法律(1978.1 〃)
デンマーク	公的機関におけるデータファイルに関する法律(1978.6 〃) 民間機関におけるデータファイル等に関する法律(1978.6 〃)
ノルウェー	個人データファイルに関する法律(1978.6 〃)
オーストリア	個人データの保護に関する連邦法律(1978.10 〃)
ルクセンブルグ	電子計算機処理に係る個人データ利用規制法(1979.3 〃)
アイスランド	個人データの処理に関する法律(1981.6 〃)
カナダ	プライバシー法(1982.7 〃)
イギリス	1984年データ保護法(1984.7 〃)
フィンランド	個人データファイル法(1987.2 〃)
アイルランド	データ保護法(1988.7 〃)
オーストラリア	プライバシー法(1988.11 〃)
日本	行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律(1988.12 〃)
オランダ	個人情報ファイル(1988.12 〃)
ポルトガル	個人データ保護法(1991.4 〃)

(参考) 1 OECD加盟国は24か国あり、そのうち18か国が、表のとおり個人情報の保護に関する法律を定めている。

2 1980年9月、欧州評議会において、「個人データの自動処理に関する個人の保護のための条例」を締結し、1985年10月発効。現在11か国(スウェーデン、フランス、スペイン、ノルウェー、ドイツ、イギリス、ルクセンブルグ、オーストリア、デンマーク、アイルランド、アイスランド)が批准している。

3 1980年9月、OECD理事会において、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」を採択。

4 カナダのプライバシー法は、カナダ人権法(第4章 個人情報の保護)(1977.7制定)を改正したもの。

〈資料10〉

プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告*（C(80)58Final）

理事会は、

一九六〇年二月一四日のOECD条約第一(c)、三(a)及び五(b)の各項に留意し、加盟国は、国内法及び国内政策の相違にもかかわらず、プライバシーと個人の自由を保護し、かつプライバシーと情報の自由な流通という基本的ではあるが、競合する価値を調和させることに共通の利害を有すること、個人データの自動処理及び国際流通は、国家間の関係に新しい形態を作り上げるとともに、相互に矛盾しない規則と運用の開発を要請すること、個人データの国際流通は経済及び社会の発展に貢献すること、プライバシー保護と個人データの国際流通に係る国内法は、そのような国際流通を妨げる恐れがあること、

を認識し、

加盟国間の情報の自由な流通を促進すること及び加盟国間の経済的社会的関係の発展に対する不当な障害の創設を回避することを決意し、

次のとおり勧告する。

一、加盟国は、本勧告の主要部分である勧告附属文書のガイドラインに掲げているプライバシーと個人の自由の保護に係る原則を、その国内法の中で考慮すること。

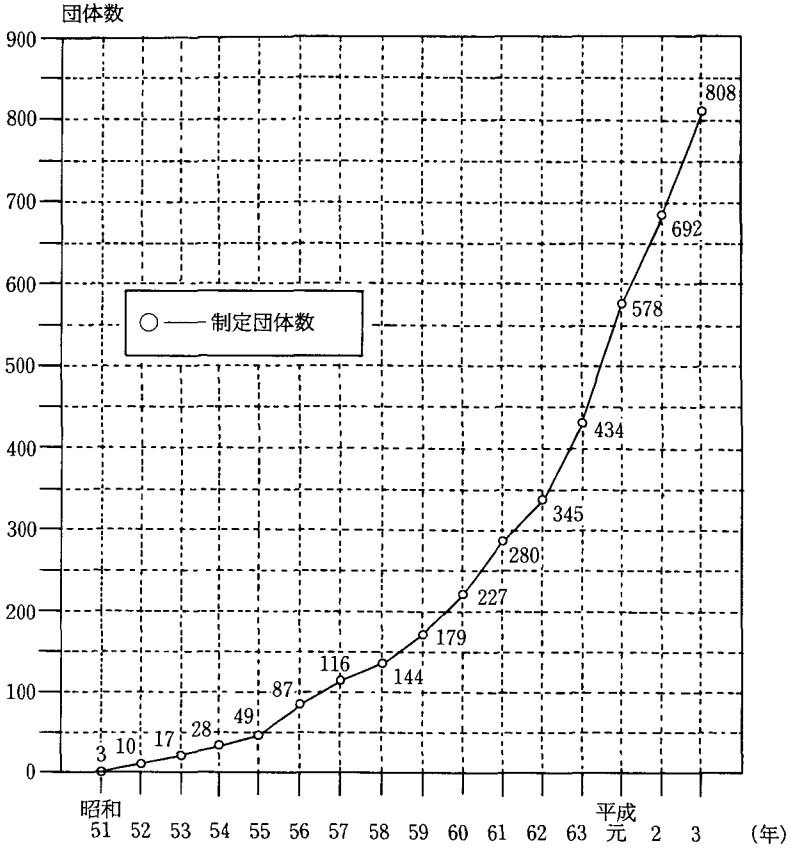
二、加盟国は、プライバシー保護の名目で、個人データの国際流通に対する不当な障害を除去、又はそのような障害の創設を回避することに努めること。

三、加盟国は、勧告附属文書に掲げられているガイドラインの履行について協力すること。

四、加盟国は、このガイドラインを適用するために、特別の協議・協力の手続きについてできるだけすみやかに同意すること。

*オーストラリア、カナダ、アイスランド、アイルランド、トルコ、イギリス、各国政府は棄権

〈資料11〉 個人情報保護に関する条例の制定状況（自治省調べ）



各年4月1日現在における制定団体数を示す。

〈資料12〉

臨時行政調査会『行政改革に関する第五次答申—最終答申—』

（抄）

（昭和五八年三月一四日）

第八章 行政情報公開、行政手続等

二 行政情報の公開と管理

(3) 情報の保護

ア 情報保護の改善の必要性

行政情報の中心には、外交、防衛等国家・社会の安全に関する秘密やプライバシー、企業秘密のほか行政の円滑な運営を確保するために秘匿することを要する種々の情報がある。これらの情報を保護する法制度としては、国家公務員法等の守秘義務規定があるが、その内容は一般的・包括的である。また、行政上の措置としては、各省庁とも秘密文書等の取扱いに関して規程を定めているが、その秘密指定、解除等については、各省庁各局部まちまちであり、その運用が安易になりやすいなどの状況にある。

他方、各種行政情報のうち個人データは、国民を対象とする行政サービスの拡大等に伴って年々増加し、適

用業務も広範多岐にわたっているが、現行制度上、これら行政機関の保有する個人データについて総合的に規制する制度はなく、国家公務員法等の守秘義務規定、指定統計の目的外使用の禁止等の秘密保護に関する規定を持つ法律があるほかは、各省庁においてデータ保護管理規程を整備しているにとどまっている。

我が国においては、行政の効率化、質的向上のため、個人データを始めとする行政情報の相互利用の拡大など情報処理の高度化が必要であり、また、情報流通の国際化への反応も求められている。しかし、一方では、これらに伴い、個人データの結合・集中化あるいはその収集目的外の利用、誤情報等の流通のおそれ等国民のプライバシー侵害に対する不安感も高まっていくとみられるので、これに対する適切な配慮が重要である。

イ 秘密文書等の取扱いとデータ保護対策の推進

(7) 各省庁は秘密文書等の指定・作成を必要最小限にとどめることとし、それぞれ秘密文書等の取扱いについて見直しを行い、所要の改善措置を講ずる。

(i) 電子計算機による個人データ処理に関しては、犯罪捜査、税務、医療関係等公益上不適当なものを除き、

原則として、本人からの閲覧・照合の申出に応ずる等の措置を講ずる。

さらに、行政情報システムの進展、国民意識の動向を踏まえつつ、諸外国の制度運営の実態等を十分把握の上、法的措置を含め個人データ保護に係る制度的方策についても積極的に対応する。保護対策の推進に当たっては、関係省庁において緊密に調整協議を行う。

② 五九年行革大綱
行政改革に関する当面の実施方針について(抄)

昭和五九年一月二五日
閣議決定

六 行政事務

(三) 行政情報システムの推進及びOA等事務処理の近代化

ア 行政情報システムに関する企画機能の充実

行政情報システム各省庁連絡会議(昭和五八年六月二〇日事務次官等会議申合せ)において当面の検討課題として決定された、

- ① 行政における事務処理の一層のシステム化とシステム運営の効率化の促進
- ② 行政情報のデータベース化とデータの総合利用の促進

昭和五八年五月二四日
閣議決定

〈資料13〉

臨調答申以降の行政改革に関する閣議決定

① 新行革大綱

臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について(抄)

八 行政情報公開、行政手続等

(一) 行政情報の公開と保護

イ 行政機関の保有する個人データの保護については、法的措置を含め制度的方策の具体的検討を行うものとする。

③ 行政情報通信網の整備・高度化の推進

④ 各種情報・通信機器の総合的、計画的活用

⑤ データ保護、データ・プライバシー保護対策の推進

⑥ 安全対策、要員対策、その他の関連事項の推進

等について、今後専門部会等において検討を進め、遂次、政府としての方針を取りまとめ、その具体化を図る。

八 共通的な行政制度の在り方

(二) 行政情報の保護

行政機関の保有する個人データの保護について、法的措置を含め制度的方策に関する具体的検討を引き続き行う。

について（抄）

昭和六〇年二月二八日

閣議決定

③ 六〇年行革大綱

行政改革の推進に関する当面の実施方針について（抄）

昭和五九年二月二九日

閣議決定

(二) 行政情報システム等

イ 行政機関の保有する個人データの保護については、法的措置を含め制度的方策に関する具体的検討を引き続き行い、速やかに政府としての方針を取りまとめるよう努める。

四 行政事務

(二) 行政情報システム等の推進

イ 行政機関の保有する個人データの保護については、法的措置を含め制度的方策に関する具体的検討を引き続き行い、行政情報システムの進展、諸外国の制度的運用の実態、国民世論の動向等を踏まえつつ、政府としての方針を取りまとめるよう努めるものとする。

⑤ 六二年行革大綱
昭和六二年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について（抄）

なお、民間企業等の保有する個人データの保護についても、それぞれの関係省庁において検討を進めるものとする。

四 行政事務

④ 六一行革大綱

昭和六一年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針

(二) 行政情報システム等

イ 行政情報の保護

昭和六一年二月三〇日
閣議決定

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護の方策については、法的措置を講ずる方向で、そのための具体的検討を行う。

なお、民間企業等の保有する個人情報保護についても、それぞれの関係省庁において所要の連絡調整を図りつつ、引き続き検討を進める。

⑥ 六三年行革大綱

昭和六三年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について（抄）

昭和六二年二月二十八日
閣 議 決 定

四 行政事務

(二) 行政情報システム等

イ 行政情報の保護

(ア) 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護の制度的方策については、法的措置を講ずる方向で、そのための具体的検討を引き続き行う。

なお、民間企業等の保有する個人情報の保護についても、それぞれの関係省庁において所要の連絡調整を図りつつ、引き続き検討を進める。

〈資料14〉

個人情報保護法案の閣議決定以降の経緯

昭和六三年四月二十八日 閣議決定（閣法第八二号）

第一一二回通常国会（衆議院先議）

五月十三日 （衆）内閣委員会に付託

五月二十五日 国会閉会に伴い継続審査

一〇月一日 提案理由説明（以下第一一三回臨時国会）

一月八日 （衆）内閣委員会において可決

一月十八日 衆・本会議で可決

参議院に送付、内閣委員会に付託

二月八日 （参）内閣委員会において可決

二月九日 参・本会議で可決成立

二月二十六日 公布（法律第九五号）

(イ) 上記法的措置の方向での具体的検討に関連し、統計を作成するための調査により集められた情報の保護については、その特殊性を考慮し、別途統計関係法令において所要の規定の整備を図る方向で具体的検討を行う。

〈資料15〉 個人情報保護法案の審議経過

1 衆議院内閣委員会、本会議

年 月 日	事 項	質 疑 委 員、参 考 人 等
昭和 63.10.11	(内閣委員会) 提案理由説明 質 疑	田口 健二君 (社) 井上 和久君 (公) 川端 達夫君 (民) 浦井 洋君 (共)
10.13	質 疑	谷津 義男君 (自)
10.20	参考人意見聴取	林 修三君 (元内閣法制局長官) 堀部 政男君 (一橋大学教授) 渡辺 脩君 (弁護士) 秦野 八重君 (国民総背番号制に反対しプライバシーを守る中央会議事務局 局長)
	参考人に対する 質疑	前田 武志君 (自) 田口 健二君 (社) 中村 巖君 (公) 安倍 基雄君 (民) 柴田 睦夫君 (共)
10.25	質 疑	江田 五月君 (社)
10.27	質 疑	安田 修三君 (社)
11. 8	質 疑	広瀬 秀吉君 (社) 中村 巖君 (公) 川端 達夫君 (民) 柴田 睦夫君 (共)
	修正案の趣旨説明 討 論	浦井 洋君 (共) 前田 武志君 (自) (政府案に賛成、修正案に 反対の立場) 田口 健二君 (社) (政府案に反対の立場) 柴田 睦夫君 (共) (")
	採 決	○修正案→否決 ○政府案→可決
	附帯決議趣旨説明 " 採 択	(自、社、公、民の提出) ○可決
63.11.18	(本会議採択)	○可決

2 参議院内閣委員会、本会議

年 月 日	事 項	質 疑 委 員、参 考 人 等
昭和 63.11.22	(内閣委員会) 提 案 理 由 質 疑	及川 一夫君 (社) 飯田 忠雄君 (公) 吉川 春子君 (共) 柳澤 錬造君 (民)
12. 1	質 疑	久保田真苗君 (社)
12. 6	質 疑	猪熊 重二君 (公) 吉川 春子君 (共) 柳澤 錬造君 (社)
12. 8	参考人の意見徴収	池田 省三君 (地方自治総合研究所事務長) 木村 晋介君 (東京弁護士会消費者問題特別 委員会委員) 林 修三君 (元内閣法制局長官) 藤田 裕一君 (日本弁護士連合会消費者問題 対策委員会幹事)
	参考人に対する 質 疑	久保田真苗君 (社) 名尾 良孝君 (自) 飯田 忠雄君 (公) 猪熊 重二君 (公) 吉川 春子君 (共)
	質 疑	山口 哲夫君 (社) 猪熊 重二君 (公) 吉川 春子君 (共) 柳澤 錬造君 (民)
	修正案の趣旨説明 討 論	吉川 春子君 (共) 久保田真苗君 (社) (政府案に反対の立場) 名尾 良孝君 (自) (政府案に賛成、修正案に 反対の立場)
	採 択	飯田 忠雄君 (公) (") 柳澤 錬造君 (民) (")
		○修正案→否決 ○政府案→可決
	附帯決議の提出 " の採 択	(自、社、公、民の提出) ○可決
63.12. 9	(本 会 議 採 択)	○可決成立

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）の制定について

<資料16>

衆・参内閣委員会における質疑時間

(単位：分)

区 分	質 疑						参考人の 意見陳述 及び質疑	合 計
	自民	社会	公明	民社	共産	計		
衆議院	90	420	190	110	132	942	140	1,082 (18時間2分)
参議院	—	369	240	93	123	825	106	931 (15時間31分)
計	90	789	430	203	255	1,767	246	2,013 (33時間33分)

<資料17>

衆・参内閣委員会における採択状況

区 分		自民	社会	公明	民社	共産
個人情報保護法案に対する修正案	否決	×	×	×	×	○
個人情報保護法案（政府原案）	可決	○	×	○	○	×
個人情報保護法案に対する附帯決議	可決	○	○	○	○	×
統計法第一部改正法案	可決	○	○	○	○	○

○は賛成、×は反対

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律案に対する附帯決議

(昭和六三年一月八日衆議院内閣委員会
(昭和六三年二月八日参議院内閣委員会)

政府は、行政機関における情報化の進展にかんがみ、電子計算機処理に係る個人情報の保護の一層の充実を図るため、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 総務庁は、高度情報化の進展に伴うOA機器の多様化、性能向上、急速な普及に対応して、適宜に電子計算機処理の範囲について見直しを行うこと。また、マニュアル処理に係る個人情報保護についても別途検討すること。
- 一 思想、信条、宗教、病気及び健康状態、犯罪の容疑、判決及び刑の執行、社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報の収集・保有に当たっては、ファイル保有目的を厳密に特定するとともに、可能な限り法律その他の法令等によつて収集根拠を明確にし、その利用・提供・安全確保に特段の配慮を加えることによつて、個人の権利・利益を損なうことのないよう万全を期すこと。

一 行政機関は、個人情報収集に際して、収集目的、収集の根

拠、収集に応ずる義務の有無等ができるかぎり明らかにすること。

また、行政機関は、法律の定める事務の遂行に必要な限度で、かつ、収集することに相当の理由がある場合を除き、みだりに第三者から個人情報を収集することのないよう努めること。

一 総務庁は、行政機関が個人情報ファイルを利用及び提供するに当たっては、そのファイルが使用に供される事務の目的を達成するため必要な限度において利用、提供し、処理情報の本人等の利益を不当に侵害する利用、提供が行われないよう、明確な基準を設定すること。

また、個人情報ファイルの保有機関は、目的外利用、提供先等については、その利用、提供状況の記録を保管するよう努めること。

一 総務庁は、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知の適用除外となるファイル、及び個人情報ファイル簿に掲載されない個人情報ファイルのファイル数、記録範囲、適用除外の根拠等を可能な限りの確に把握し、みだりにその範囲が拡大されることのないよう、必要な措置を講ずること。

一 特殊法人については、保有する個人情報ファイル数、デー

夕量が多いことにかんがみ、早急に必要な措置を講ずるよう指導すること。

一 開示請求権が認められない教育、医療関係の個人情報に関して、情報の性質上その開示については特別の配慮の必要性を踏まえつつ、国民の意識の変化に対応した制度の在り方について、別途検討すること。

一 個人情報の安全性確保、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知、個人情報ファイル簿作成、処理情報の利用及び提供、処理情報の開示等に関して、政府部内の統一性・斉一性を維持し、規制等の実効性を確保するために、総務庁は可能な限り明確なガイドラインを作成すること。

また、個人情報の収集、保有、利用、提供により個人の権利利益を不当に損なうことのないよう、総務庁は保有機関による本法運用の実態を調査等によって十分把握し、所要の実効ある措置を講ずるよう努めること。

一 情報化社会の進展に伴う各般の影響等を踏まえつつ個人情報保護の推進を図るため、学識経験者等により保護法施行に関する基本的な事項等を調査・審議する場を設けること。

一 政府は、総合調整機能の充実を図り、本法の趣旨及び運用実態等の国民への周知のため、毎年度、報告書を作成し、個

人情報保護に対する国民の意識向上と参加を促進して、本法の実効性の確保を期すこと。

一 個人情報保護対策は、国の行政機関等の公的部門のみならず、民間部門にも必要な共通課題となっている現状にかんがみ、政府は早急に検討を進めること。

一 我が国の高度情報化、国民の自己情報に関する意識、行政情報の保有・利用の在り方等、状況の急激な変化にかんがみ、五年以内に本法の必要な見直しを行うこと。